# 豊 山 町 業 務 継 続 計 画 【地震対策編】

平成 27 年 3 月 豊 山 町

# 一 目 次 一

第	1	章	<b>業務継続計画の基本的な考え方</b>	1
	1	<b>– 1</b>	計画の基本的事項	1
		(1)	策定の背景・目的	1
		(2)	業務継続計画策定の効果	3
		(3)	計画の位置付け	4
	1	<b>-2</b>	業務継続計画の発動と解除	6
		(1)	発動基準	6
		(2)	解除基準	6
	1	-3	前提とする地震	7
		(1)	想定地震等	7
		(2)	想定地震の規模等予測	7
	1	-4	基本方針	9
第	2	章	想定される被害想定シナリオ	10
	2	<b>– 1</b>	想定される被害想定	10
	2	<b>-2</b>	町内施設の被害想定	14
	2	<b>–</b> 3	町の職務環境に及ぼす被害の想定	15
		(1)	愛知県におけるライフライン被害等の想定	15
		(2)	豊山町における業務の執行環境の被害想定と対策	16
	2	-4	職員の参集状況の想定	18
		(1)	参集可能人員の算出	18
		(2)	想定参集人数	19
第	3	章	<b>医施すべき非常時優先業務</b>	20
		- 1		
		(1)		
		(2)	非常時優先業務の定義	20
		(3)	優先度の高い通常業務選定に当たっての手順	21
	3	<b>-2</b>	選定された優先度の高い通常業務	21
	3	- 3	非常時優先業務一覧	23
		(1)	共通事項	23
		(2)	総務課	24
		(3)	防災安全課	25
		(4)	税務課	26
		(5)	住民課	27
		(6)	福祉課	28

(7)	保険課	30
(8)	地域振興課	32
(9)	建設課	33
(10)	会計課	34
(11)	教育委員会事務局	35
(12)	議会事務局	36
第4章	↑後の取組	37
4-1	計画の改善や定着に向けて	37
	<b>計画の改善や定着に向けて</b> 計画の見直し・更新	
(1)		37
(1) (2)	計画の見直し・更新	37 37
(1) (2)	計画の見直し・更新	37 37 37
(1) (2) (3)	計画の見直し・更新	37 37 37 38
(1) (2) (3) <b>4-2</b>	計画の見直し・更新	37 37 37 38 38

# 第1章 業務継続計画の基本的な考え方

# 1-1 計画の基本的事項

#### (1) 策定の背景・目的

本町は、「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」(以下「東南海・南海法」という。)第3条第1項の規定に基づき、平成15年12月17日に「東南海・南海地震防災対策推進地域」に指定された。これにより、災害から町民の生命、身体及び財産を保護するため、「豊山町地域防災計画(地震災害対策計画)」に基づき、災害予防計画・災害応急対策計画・災害復旧計画を定め、必要な対策を進めてきた。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、未曽有の大災害として甚大な被害をもたらすとともに多くの課題と教訓を残した。今後いかなる大規模な地震が発生した場合にも、人命だけは何としても守るとともに、経済社会活動に致命傷を負わないようハード・ソフト両面からの総合的な対策の実施と防災・減災の徹底を図る必要がある。

平成25年11月には、「東南海・南海法」が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」(以下「南海トラフ法」という。)に改正され、同年12月に施行された。これにより、法律の対象地震は東南海・南海地震から南海トラフ地震に改正され、科学的に想定し得る最大規模の地震である南海トラフ巨大地震<sup>\*1</sup>を含め、南海トラフ沿いで発生する様々な地震を考慮して地震防災対策を推進することとなった。

南海トラフ巨大地震などの大規模な災害時には、町民の生命、身体及び財産が被害を受けるとともに、本町の行政機能も低下する可能性が高いため、平常時の人員と執務環境を前提として業務を行うことは困難である。一方で、このような状況下においても福祉業務や衛生業務など町民生活に必要不可欠な行政サービスは早期に再開させる必要がある。

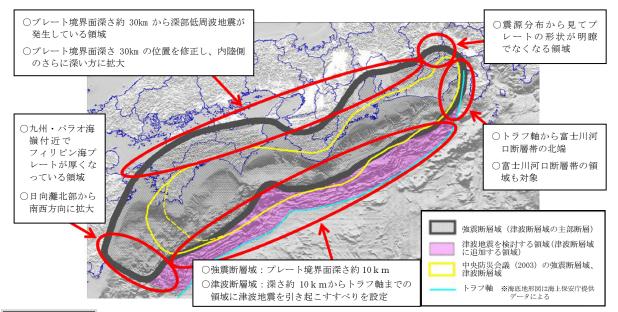
このようなことから、優先的に実行する業務とその業務に必要な人や物などの資源を整理することによって、いざ災害が発生した時にはその資源を重点的に投入し、優先度の高い業務の継続と通常業務の早期復旧を図ることを目的として「豊山町業務継続計画」を策定する。

<sup>※1</sup> 南海トラフ巨大地震

<sup>-</sup>

我が国で発生する最大級の地震であり、その大きな特徴として、①極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生すること、②津波の到達時間が極めて短い地域が存在すること、③時間差をおいて複数の巨大地震が発生する可能性があることなど、被害はこれまで想定されてきた地震とは全く様相が異なると考えられている。

#### 図表1-1 南海トラフ巨大地震の新たな想定震源断層域

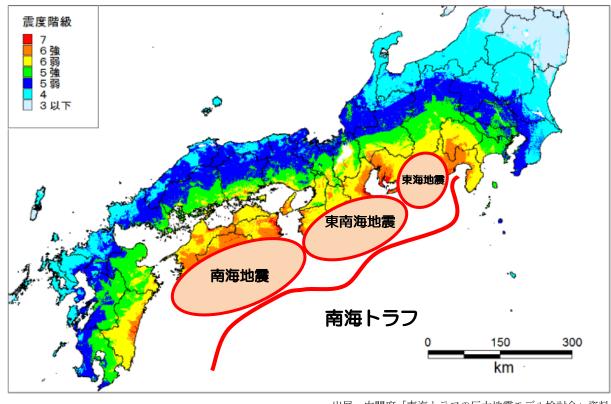


#### 地震の規模

	南海トラフの	の巨大地震	参考			
	(津波断層モデル)	(強震断層モデル)	2011 年 東北地方太平洋沖地震	2004 年 スマトラ島沖地震	2010 年 チリ中部地震	中央防災会議(2003) 強震断層域
面積	約 14 万km²	約 11 万km²	約 10 万km² (約 500km×約 200km)	約 18 万km² (約 1200km×約 150km)	約 6 万km² (約 400km×約 140km)	約 6.1 万km²
モーメント マグニチュード Mw	9.1	9.0	9.0 (気象庁)	9.1 (Ammon et al.,2005) [9.0 (理科年表)]	8.7(Pulido et al.,in press) [8.8(理科年表)]	8.7

出展:内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」資料

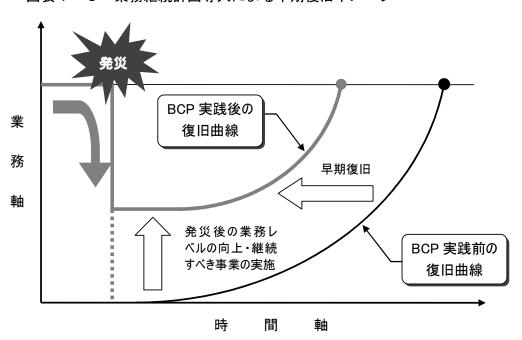
図表 1-2 南海トラフ巨大地震の震度最大値分布図



出展:内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」資料

#### (2) 業務継続計画策定の効果

「豊山町業務継続計画」は、災害発生時における応急対策業務に加え、通常業務のうち中断ができない又は中断しても早期復旧を必要とする業務を特定し、その業務の実施に必要な資源(職員、資機材等)の確保・配分や対応方針を定める計画である。本計画の策定により、業務軸では被害・損害を抑制するとともに、時間軸では早期に業務を復旧することができるため、次のような減災効果がある。



図表 1-3 業務継続計画導入による早期復旧イメージ

#### 業務継続計画によって得られる効果

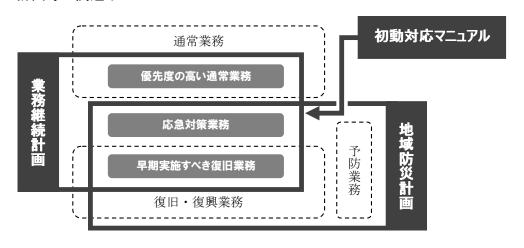
- ・発災直後の業務レベルの向上や業務立ち上げ時間の短縮により、町の機関の業務の迅速 な再開が可能となる。
- ・平常時から、災害時の課題をリスクとして事前に認識することで、町の防災力を強化することが可能となる。
- ・最も大きな災害被害を想定した業務継続計画を策定することにより、他の自然災害への対応が可能となる。

### (3)計画の位置付け

本計画では、「豊山町地域防災計画」や「豊山町地震災害時初動対応マニュアル」で実施すべき応急対策業務及び早期に実施すべき復旧業務、並びに優先度の高い通常業務を非常時優先業務として位置付ける。

なお、本計画では、優先度の高い通常業務を中心に示している。

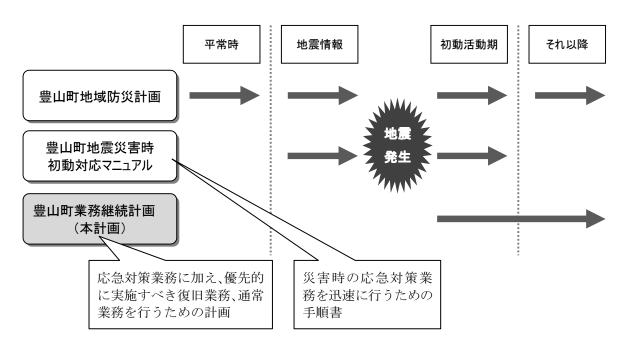
### 図表1-4 計画等の関連イメージ



図表 1-5 各計画等の概要

			対象とす	る業務	
名称	概要	予防 業務	応急 対策 業務	復旧 業務	通常 業務
豊山町地域防災計画	「災害対策基本法」(昭和36年法律第223号)第42 条の規定に基づき、豊山町防災会議が豊山町に係る 防災に関し、町及び関係機関が処理すべき事務又は 業務について総合的に定めた計画である。 これを効果的に活用し、地域並びに住民の生命、 身体及び財産を保護することを目的とする。	0	0	0	
豊山町地震災害時初動対応マニュアル	地震災害発生の危険性が生じた段階から地震発 災後にかけて、町職員が落ち着いて適切な応急対策 がとれるよう、初動対応として行動すべき内容を簡 潔に示したものである。		0		
豊山町業務継 続計画(本計 画)	災害発生時に町が優先して遂行する業務を「非常時優先業務」と位置付け、あらかじめ抽出するとともに、災害による被害を想定し、制約された人的・物的資源を効果的に活用することで当該業務遂行の実効性確保を目的に策定する計画である。		0	0	0

### 図表1-6 各計画等の役割



図表 1-7 業務開始目標時間別の業務の例(市区町村を対象とした例)

業務開始目標時間	該当する業務の考え方	代表的な業務例
3 時間以内	・初動体制の確立 ・被災状況の把握 ・救助・救急の開始 ・避難所の開設	a. 災害対策の根幹となる体制立ち上げ業務(人、場所、通信、情報等) b. 被害の把握(被害情報の収集・伝達・報告) c. 発災直後の火災、津波等対策業務(消火、避難・警戒・誘導処置等) d. 救助・救急体制確立に係る業務(応援要請、部隊編成・運用) e. 避難所の開設、運営業務 f. 組織的な業務遂行に必須な業務(幹部職員補佐、公印管理等)
1日以内	・応急活動 (救助・救急以外)の開始 ・避難生活支援の開始 ・重大な行事の手続き	a. 短期的な二次被害予防業務(土砂災害危険箇所における避難等)b. 市区町村管理施設の応急復旧に係る業務(道路、上下水道、交通等)c. 衛生環境の回復に係る業務(防疫活動、保健衛生活動等)d. 災害対策活動体制の拡充に係る業務(応援受け入れ等)e. 遺体の取扱い業務(収容、保管、事務手続き等)f. 避難生活の開始に係る業務(衣食住の確保、供給等)g. 社会的に重大な行事等の延期調整業務(選挙等)
3日以内	・被災者への支援の開始 ・他の業務の前提となる行政機能の回復	a. 避難生活の向上に係る業務(入浴、メンタルヘルス、防犯等) b. 市街地の清掃に係る業務(ごみ・瓦礫処理等) c. 災害対応に必要な経費の確保に係る業務(財政計画業務等) d. 業務システムの再開等に係る業務
2週間以内	・復旧・復興に係る業 務の本格化 ・窓口行政機能の回復	a. 生活再建に係る業務(被災者生活再建支援法等関係業務、住宅確保等) b. 産業の復旧・復興に係る業務(農林水産、商工業対策等) c. 教育再開に係る業務 d. 金銭の支払、支給に係る業務(契約、給与、補助費等) e. 窓口業務(届出受理、証明書発行等)
1か月以内	・その他の行政機能の 回復	a. その他の業務

出典:地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説(平成22年4月内閣府(防災担当))

# 1-2 業務継続計画の発動と解除

### (1)発動基準

発動基準は、以下のとおりとする。

①震度6弱以上のとき

町内に震度6弱以上の地震が発生したとき、本計画を自動発動する。

②震度5強以下のとき

町内に震度5強以下の地震が発生したときは、被害状況に応じ、災害対策本部長(町長) 宣言によって、本計画を発動する。

なお、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、副本部長(副町長)を発動 権限者とする。

### (2)解除基準

災害対策本部長(町長)は、災害応急対策が概ね完了したと認めた時、本計画の解除を宣言する。

ただし、各部局長は、解除の宣言前であっても、応急対策業務の進捗状況に応じて、休止 した通常業務を順次再開させるものとする。

# 1-3 前提とする地震

#### (1) 想定地震等

国の中央防災会議による東海地震に係る地震対策強化地域として、県内では39市町村が指定されている(本町は指定されていない)。また、東南海・南海に係る地震防災対策推進地域として、本町を含む県内51市町村が指定されており、さらに南海トラフ地震防災対策推進地域には、愛知県内の全市町村が指定されている。

地震防災対策が喫緊の課題となるなか、大規模地震対策を検討するに当たっては、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定することが必要となる。

本計画で前提とする地震は、現時点で想定すべき最大クラスの地震である南海トラフ巨大地震とする。また、発災時間は愛知県防災会議が平成26年5月に公表した「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査」において人的被害が最大となる冬季の早朝5時とする。

#### 前提とする発災時間

# 冬季の早朝5時

(設定の理由)・職員は、基本的に自宅で就寝中であり、非常参集が必要となる。

- ・職員の参集は早朝となり、早期の参集及び人員の確保が困難な時間帯である。
- ・町民の多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生 する危険性が高い。

図表1-8 県内で想定される大規模災害に関連する地域指定状況

対象災害等	指定自治体数(愛知県内)
東海地震に係る地震対策強化地域	県内39市町村(豊山町を含まない)
東南海・南海に係る地震防災対策推進地域	県内 51 市町村(豊山町を含む)
南海トラフ地震防災対策推進地域	県内全市町村

出典:内閣府

#### (2) 想定地震の規模等予測

愛知県においては、平成26年5月に国の被害想定手法に基づき、県内市町村別の建物被害、 人的被害の内訳が発表された。本町で予想される最大震度は震度6弱となっている。

なお、平成26年5月現在で公表されている被害想定は次のとおりである。

図表1-9 想定される被害

	揺れ	液状化	火災
全壊・消失棟数	<b>全壊・消失棟数</b> 約 40 棟		約 100 棟

	建物倒壊等による死者数	
死者数	5人未満	

出典:愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果(愛知県防災会議地震部会 平成26年5月)

#### 参考 「過去地震最大モデル」による想定の試算結果(震度分布、浸水想定域等)

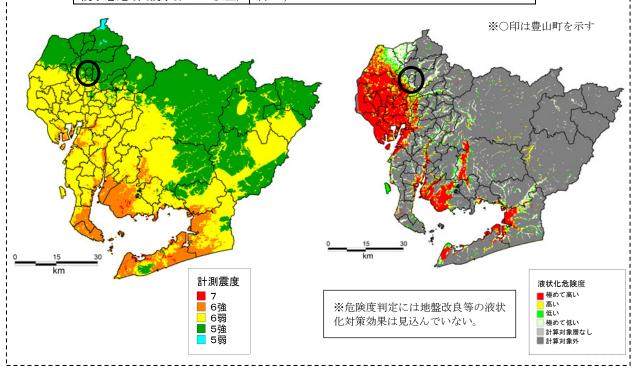
#### <揺れ、液状化>

- ○平野部や半島部において、広い範囲にわたり震度 6 強以上の強い揺れが想定される。一部の地域で、 震度 7 の非常に強い揺れが想定されるところもある。
- ○尾張西部、西三河南部、東三河を中心に、液状化危険度が高い地域が広がっている。

#### <浸水・津波>

- ○渥美半島の外海では、最短で約9分後に津波(30cm)が到達すると想定される。
- ○堤防等の被災を考慮した結果、ゼロメートル地帯において広い範囲が浸水する結果となっている。
- ○揺れ、液状化により堤防等が被災した場合、河川や海岸付近で津波到達前から浸水が始まるところが あると想定される。

地震・津波の規模	内閣府で検討中
	震度7 : 7 市町
震度	震度 6 強:21 市町村
長段	震度 6 弱:22 市町村
	震度 5 強: 4 市町
津波高 (最大)	10.2m (田原市 (渥美半島外海))
津波到達時間(最短)	9 分(豊橋市(渥美半島外海)) ※津波高 30cm
浸水想定域(浸水深1cm 以上)	約 28,000 ha



出典:愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果(愛知県防災会議地震部会 平成26年5月)

# 1-4 基本方針

町民及び町の社会経済活動に多大な被害を及ぼすおそれのある災害に対して、可能な限り 業務を継続し、被害の抑制と円滑な復旧・復興につなげる必要がある。このため、以下の3 つの基本方針に基づき、非常時優先業務の選定や人的・物的資源の確保等について検討し、 「豊山町業務継続計画」を推進していく。

### ① 町民の生命、身体及び財産を守る。

町民の生命、身体及び財産に係る被害を最小限にとどめることを第一の責務とし、非常時優先業務を最優先に実施する。

② 非常時優先業務を明らかにし、町内の社会経済活動機能の維持・早期復旧を図る。

非常時優先業務は、業務停止による町民生活への影響を最小限にとどめるために実施するものである。業務に着手すべき時期や実施の内容等に留意しつつ業務を遂行する。

③ 業務継続のための体制確保、必要な資源(職員・資機材・庁舎等利用)の確保を図る。

非常時優先業務の実施に必要となる人員や資機材を確保するため、非常時優先業務以外の 通常業務については、積極的に休止・抑制する。その後、応急対策業務の進捗状況に応じて 順次再開する。

# 第2章 想定される被害想定シナリオ

# 2-1 想定される被害想定

平成26年3月の「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査」による町内の被害予測、震度分布、液状化危険度分布は次のとおりである。

図表2-1 豊山町における主な被害予測

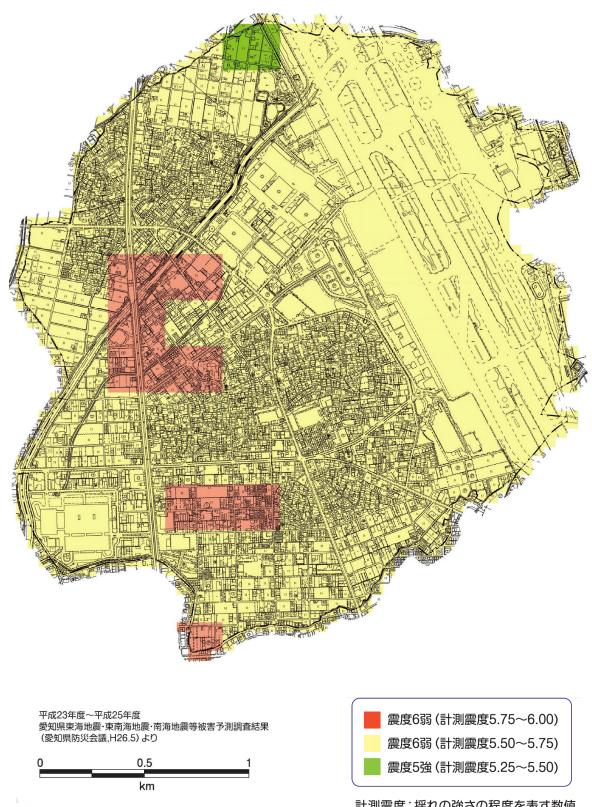
	区分		数值
		5以下	0
	<b>表点则</b> 工徒	6弱	6 հա՞
	震度別面積	6強	0
		7	O
业 <b>重新</b> 一次 业 //。		計算対象外	3 km²
地震動・液状化		対象層なし	0
	   液状化危険度面積	なし	2 հա՞
	微1/1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1	小	0
		中	0
		大	0
		揺れ	約 40 棟
建物	   全壊・消失棟数	液状化	* (5 棟未満)
连彻	王塚・月天保奴 	火災	約 100 棟
		合計	約 200 棟
	上水道	断水人口	約 14,000 人
	下水道	機能支障人口	約 5,600 人
	電力	停電軒数	約 6,600 軒
ライフライン機能支障	固定電話	不通回線数	約 2,700 回線
	携帯電話	停波基地局率	80%
	都市ガス	復旧対象戸数	* (5戸未満)
	LPガス	機能支障世帯数	約 50 世帯
	死者数		* (5人未満)
		1日後	約 50 人
人的被害	避難者数	1週間後	約 1, 300 人
		1か月後	約 400 人
	帰宅困難者数		約 3, 400~3, 900 人
災害廃棄物等	廃棄物等		約2千トン

出典:愛知県防災会議地震部会「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査」(平成26年3月)

- ※下の①~④にしたがって端数処理を行ったため、合計が各項目の和に一致しない場合がある。
  - ① 5 未満 $\rightarrow$  「\*」、② 5 以上 100 未満  $\rightarrow$  「-の位を四捨五入」、③ 100 以上 1 万未満  $\rightarrow$  「+の位を四捨五入」、
  - ④1万以上 → 「百の位を四捨五入」

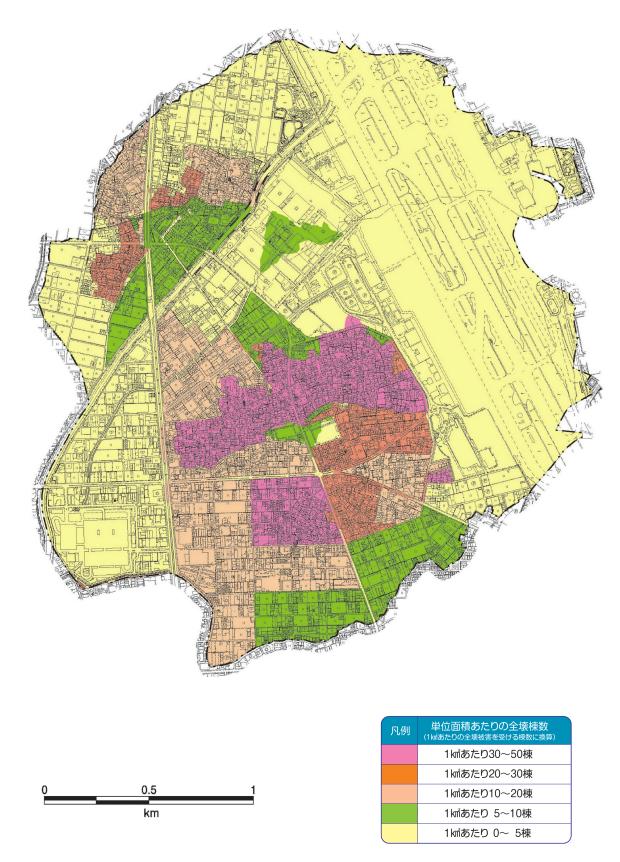
※愛知県の被害想定で設定した「過去地震最大モデル」、「理論上最大想定モデル」のうち、豊山町でより被害の大きいものを 掲載している。

図表2-2 (参考) 震度予想図(「理論上最大想定モデル」による想定(陸側))

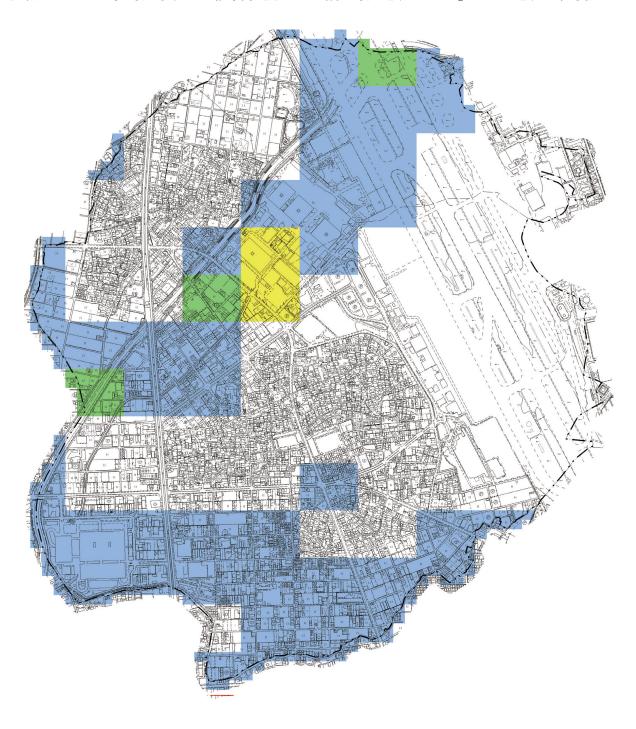


計測震度:揺れの強さの程度を表す数値 (値が高いほど揺れが強い)

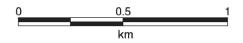
図表2-3 全壊棟数率分布(「理論上最大想定モデル」による想定(陸側))



図表2-4 (参考)液状化危険度予想図(「理論上最大想定モデル」による想定(陸側))



平成23年度~平成25年度 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果 (愛知県防災会議,H26.5)より



PL値	液状化の程度	
35以上	非常に激しい液状化。大規模な噴砂と建造物の被害。	
20~35	激しい液状化。噴砂が多い。直接基礎の建物が傾く場合あり。	
10~20	液状化は中程度。建造物によっては影響の出る可能性もある。	
5~10	液状化の程度は小さい。建造物への影響はほとんどない。	
0~5	液状化はほとんどなし。被害はない。	
対象外	液状化の可能性は極めて低い。	

# 2-2 町内施設の被害想定

本計画の策定にあたり実施したリソース調査<sup>※2</sup>の結果、町内施設の被害想定は次のとおりである。

## 口建物の耐震性

・ 役場庁舎をはじめとする公共施設の耐震性については、新耐震基準への適合、又は耐震 補強を実施したものがほとんどであり、一定の安全水準は確保している。

そのため、建築物自体には大きな被害は出ないと想定している。ただし、耐震性を有していると評価できる施設についても、壁や天井の破損、ガラスの飛散、ドアの開閉困難等の被害が発生し、執務可能な環境に回復させるために時間を要することを想定している。

#### 口代替施設の確保

・ ほとんどの公共施設は耐震基準をクリアしている。そのため、代替施設の確保は喫緊の 課題とまでは言えない。

改修工事や建て替え時期にあわせて、適切に代替施設の確保を検討する。

<sup>※2</sup> リソース調査

<sup>.</sup> 

<sup>「</sup>リソース」とは「資源」という意味。リソース調査は、業務継続に係る業務執行環境の現状を洗い出し、発 災による被害想定、発災時の対応手順、今後の課題及び具体的な対策を整理することを目的に実施している。

# 2-3 町の職務環境に及ぼす被害の想定

## (1) 愛知県におけるライフライン被害等の想定

平成26年5月に愛知県防災会議地震部会が公表した「過去地震最大モデル」におけるライフライン被害は、次のとおり想定している。

図表2-5 愛知県において想定されるライフライン被害

	被害状況
上水道	被災直後で、最大約702万1千人、給水人口の約9割が断水すると想定される。また、95%が復旧するのに約6週間を要する。
下水道	発災1日後で、最大約320万7千人、処理人口の約6割が利用困難となると想定される。また、95%が復旧するのに約3週間を要する。
電力	被災直後で、最大約375万7千軒、需要軒数の約9割が停電すると想定される。また、95%が復旧するのに約1週間を要する。
通信【固定電話】	被災直後で、固定電話は、最大約 120 万 5 千回線、需要回線数の約 9 割の 通話支障が想定される。また、95%が復旧するのに約 1 週間を要する。
通信【携帯電話】	携帯電話は、基地局の非常用電源による電力供給が停止する発災1日後に 停波基地局率が最大約8割に達すると想定される。また、基地局の95%が 復旧するのに約1週間を要する。
都市ガス	被災直後で、最大約 16 万9千戸、需要戸数の約1割が供給停止となると 想定される。また、95%が復旧するのに約2週間を要する。
LPガス	被災直後で、最大約 16 万2千世帯、需要世帯数の約2割で機能支障が生じると想定される。また、95%が復旧するのに約1週間を要する。

出典:愛知県東海地震·東南海地震·南海地震等被害予測調査結果(愛知県防災会議地震部会 平成26年5月)

#### (2) 豊山町における業務の執行環境の被害想定と対策

本計画の策定にあたり実施したリソース調査の結果、業務の執行環境の被害想定は次のとおりである。

#### 口飲料水や食糧などの備蓄品

- 断水や交通網の遮断等により、飲料水や食糧の確保が必要となる。 初動期における確保状況については、3日分の飲料水や食糧の確保を課ごとではしていないものの、町民用備蓄品の余剰分(消費期限直前のものなど)の活用を想定しており、対応できる状況となっている。また、職員の参集時に防災備蓄品(飲料水・食糧など)の持参を周知し、飲料水や食料の確保を図る。
- ・ 長期間の従事を考慮し、毛布やマットなどの備蓄や就寝場所を検討する。

#### 口簡易トイレ

・ 断水や上下水道の機能停止、設備の破損等により、トイレの利用も一定期間困難になる ため、マンホールトイレ・簡易トイレの活用を図る。引き続き、ライフラインにかかわる 施設機能として、常備確保を推進する。

#### 口施設内の什器類、ガラス

・ 地震により施設内の什器類が転倒するなど、施設・設備の破損等の二次的被害、職務環 境機能の低下が生じる。

現状什器類は、各課や施設によって固定状況に差がある。大型のものや重要な機能を持つものなどを優先的に固定し、被害を低減する環境づくりを進める。

・ ガラスの飛散は、ケガ人の発生やガラスの片づけなど円滑な職務遂行の阻害要因となる。 ガラスの飛散防止対策は、現状ではほとんどの施設において実施されていないため、特に危 険な箇所を中心に対策を講じる。

#### □非常用発電

- ・ 電力・電源については、発災後、一定期間の停電を想定している。
- ・ 非常用電源は、すべての公共施設を長期にわたって賄うことはできない。庁舎内等の配 電先についても、優先度や必要性を踏まえ、計画的な分配が行えるよう対策を講じる。

#### □消耗品

・ コピー用紙やトナー等、消耗品については、発災後の混乱により円滑な確保が難しくな る事態を想定している。

現状では、一定量確保している施設が多く、発災後、一定期間納入されない状態でもコピー用紙等は使用することが可能である。

## 口情報システム

サーバやパソコンの転倒・破損等により、町民に関する重要なデータが消失する可能性

がある。

必要なデータのバックアップは多くの課でとられており、バックアップデータは本庁及 び同時被災しない場所で保管している。しかし、サーバの破損や通信網の遮断により即時 にデータを復旧できない場合が想定されるため、必要に応じて紙媒体での保管などの対策 を検討する。

・ 災害時は電力に制約があることから、システムを使用せず、手作業にて業務を実施する ための事前準備を行う。

図表2-6 庁内各課のリソース調査結果 (職務環境関連の状況)

	簡易トイレの確保	施設内の什器類の固定	の実施の実施	非常用発電設備の設置	コンセントへの配電状況	照明への配電状況	消耗品の確保
施設名	◎確保している	○一部固定している	〇一部実施している	◎施設に非常用電源がある	○一部のコンセントに配電	〇一部の照明に配電	◎確保している
役場庁舎・複合庁舎		0		0	0	0	0
母子通園施設ひまわり園		0	0	0			0
豊山保育園		0	0	0			0
青山保育園		0	0	0			0
富士保育園	0		0	0			0
保健センター		0		0	0	0	
総合福祉センターしいの木				0		0	0
北館さざんか				0			0
南館ひまわり				0			0
久田良木川排水機場				0	0	0	0
航空館boon							0
豊山小学校		0		0			0
新栄小学校		0		0	0		0
志水小学校	0	0		0			0
豊山中学校		0		0			0
給食センター		0					0
社会教育センター		0		0			0
供用施設		0		0			

出典:豊山町業務継続計画に係るリソース調査(平成25年12月)

# 2-4 職員の参集状況の想定

#### (1) 参集可能人員の算出

平成25年12月に全職員(再任用職員を含む)を対象に実施した「職員参集調査」で得られた結果をもとに、勤務時間外に地震が発生した場合を想定し、職員の参集状況を想定した。

職員参集率は、内閣府「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引き」や「愛知県庁業務継続計画」における手法を参考として算出した。

#### 図表 2 - 7 職員の参集率想定の手順

- ①職員の居住場所から、参集場所(豊山町役場)までの直線距離を調査。
- ②居住場所から参集場所まで直線距離で移動することは困難であるため、迂回等の状況 を考慮し、直線距離×1.5 倍として歩行距離を算出。
- ③歩行速度を時速3kmとして、「参集所要時間(h)=参集距離(km)/歩行速度(km/h)」の計算式により参集所要時間を算出。その際、居住場所が直線距離20kmを超える職員は、4日目以降の参集とする。
- ④全職員のうち、自身の傷病による参集不可能者を2%と仮定。

#### 図表2-8 時系列による参集の考え方

区分	考え方
発災~3日	徒歩での移動が可能な、役場庁舎から直線距離20km圏内に居住する職員が、
(※)	順次参集する。しかし、そのうち本人や家族の傷病又は救出・救助活動に
(%)	従事するために参集できない職員が3割いると想定する。
	公共交通機関が復旧することで、全職員が参集可能となる。4日目に職員
4日~6日	全体の7割が参集、以降、順次参集することとし、6日目の参集率を9割
	と想定する。
1 週間以降	全職員のうち2%は、本人や家族の傷病等により参集不可能又は長期間参 集不可能とする。

(※) 職務時間外の大規模地震の発生事例としてデータが存在するものは、阪神・淡路大震災のみとなっている。 このようなデータを踏まえると地震発生当日の参集率の平均は約48%であり、発災から4日目までの平均 は約76%となっている。5日目以降の参集状況は、5日目で8割、9日目で9割の参集率となっている。 このようなことから本町における参集率は発災から4日目で7割、6日目で9割と設定した。

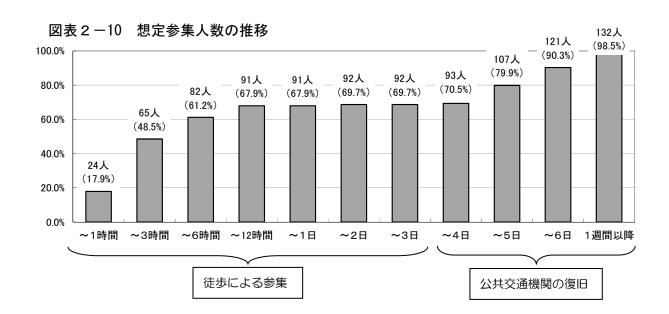
### (2) 想定参集人数

前項の方法により、参集可能人数を次のように予測した。

図表2-9 想定参集人数

区分	~ 1時間	~ 3時間	~ 6時間	~ 12 時間	~ 1日	~ 2目	~ 3日	~ 4日	~ 5日	~ 6日	1週間 以降
参集人数 (人)	24	65	82	91	91	92	92	93	107	121	132
参集率(%)	17. 9	48. 5	61. 2	67. 9	67. 9	69. 7	69. 7	70. 5	79. 9	90. 3	98. 5

※全職員(再任用職員含む) 134人



図表 2-11 職員の居住場所と豊山町役場までの距離

距離	人数
1 km未満	16 人
1~2 km未満	19 人
2~3 km未満	20 人
3~4 km未満	14 人
4~5 km未満	20 人
5~6 km未満	6人
6~7 km未満	4 人
7~8 km未満	6人
8~9 km未満	5 人
9~10 km未満	6人
10~11 km未満	0人

距離	人数
11~12 km未満	3 人
12~13 km未満	1人
13~14 km未満	6 人
14~15 km未満	0 人
15~16 km未満	1人
16~17 km未満	2 人
17~18 km未満	3 人
18~19 km未満	0人
19~20 km未満	0人
20 km以上	2人
合計	134 人
•	

出典:豊山町業務継続計画に係る職員参集調査(平成25年12月)

# 第3章 実施すべき非常時優先業務

# 3-1 非常時優先業務の選定基準

## (1)優先度の高い通常業務の選定に当たって

地震発生後の災害応急対策業務については、「豊山町地域防災計画」と「豊山町地震災害時初動対応マニュアル」において実施すべき事項を取りまとめている。一方、通常業務については、明確な指針がないことから、業務継続計画の中で具体的な実施マニュアルとしてまとめるため、各課を対象に「優先度の高い通常業務」の選定に関する調査を実施した。

## (2) 非常時優先業務の定義

本計画では、「豊山町地域防災計画」に基づき実施する応急対策業務、早期実施すべき復旧業務と、通常業務の中で優先度の高い業務を非常時優先業務として位置付ける。

非常時優先業務を選定するに当たって基準となる「着手時間」「目標時間」は次のとおりである。

「着手時間」: 発災後「2 週間」以内かつ 「目標時間」: 発災後「1 か月」以内 地震 発生 発生 発生 発火後 2 週間 発災後 1 か月

図表3-1 非常時優先業務の定義

発災後「2週間」は、職員・資機材・庁舎等利用の制約がある状況下において、優先的に 配分して当該業務に着手し、かつ「1か月」以内に「目標レベル(目標とする状況)」に達成 しなければならない業務を、非常時優先業務とする。

#### (3)優先度の高い通常業務選定に当たっての手順

優先度の高い通常業務を選定するための手順は次のとおりである。

#### 口全通常業務の洗い出し

町の条例や規則等(「豊山町行政組織規則」等)で定めている各課の事務分掌を基に、実施 している具体的な業務の洗い出しを行った。その際、業務ごとに、業務活動(業務のプロセ ス)及び業務を実施する際に重視すべき事項を明らかにした。

#### □通常業務の着手時間・復旧時間の目標設定

業務ごとに、災害発生時に当該業務に着手すべき時間、復旧目標時間を設定した。

#### 口非常時優先業務の選定

発災後「2週間」は職員・資機材・庁舎等利用の制約がある状況下において、それらを優先的に配分して当該業務に着手し、かつ「1か月」以内に「目標レベル(目標とする状況)」に達成しなければならない業務を、「優先度の高い通常業務」とした。

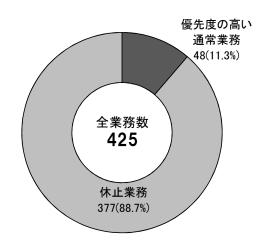
また、選定に当たっては、全課を対象にヒアリングを行った。

# 3-2 選定された優先度の高い通常業務

洗い出した全通常業務 425 業務のうち、優先度の高い通常業務として選定されたものは 48 業務で全体の 11.3%となった。

課別でみると、保険課、福祉課、住民課で割合が高く、支援が必要な子ども、高齢者、障がい者への福祉サービス、各種証明書の発行など、住民の生活に身近な業務が多く選定された。また、地域振興課、建設課などは災害時に「豊山町地域防災計画」「豊山町地震災害時初動対応マニュアル」に基づき実施する業務が多いため、通常業務はほとんど選定されていない。

図表3-2 選定された優先度の高い通常業務の割合



図表3-3 課別・優先度の高い通常業務の選定結果

部名	課名等	係名等	優先業務数
	√√ <u>₹</u> ⁄√ ∋⊞	総務・人事係	4
総務部	総務課	企画財政・情報係	1
	防災安全課	防災安全係	0
	1円 △A ⇒H	課税係	3
	税務課	収納係	3
	<b>在</b>	住民・年金係	2
	住民課	環境保全係	4
		福祉係	7
		子育て支援係	0
		総合福祉センター	0
生活福祉部	福祉課	さざんか・ひまわり	0
		保育園	0
		母子通園施設	0
		児童館	0
		国民健康保険・医療係	7
	/□ 7/△ ≑田	高齢者・介護係	5
	保険課	地域包括支援センター	1
		保健センター	3
	田美田 국무사내	地域振興係	0
<del>立光</del> 7井∋几廿7	地域振興課	航空館	0
産業建設部	Z÷r ⇒∩ ⇒H	下水道係	0
	建設課	土木・農政係	0
会計課		出納係	5
		学校教育係	1
₩.★ <b>Հ</b> 日 ∧ <b>→</b> ₩ □		給食センター	0
教育委員会事	<b>伤</b> 问	生涯学習係	1
		社会教育センター	0
議会事務局		庶務・議事係	1
		合計	48

# 3-3 非常時優先業務一覧

### (1) 共通事項

複数の課が行う次の2つの業務については、共通事項の非常時優先業務として設定する。

No.	業務名	業務の目標レベル
1	文書の収受及び配布	災害に関連する文書を迅速に配布・周知する。その他、緊 急に対応が必要な文書等の収受及び配布があった場合は適 宜対応する。
2	公印・団体印等の適正な 管理	公印・団体印等の不正使用等を防ぐため、災害時にあって も公印を紛失しないよう、適正な保管場所で管理する。

#### ■課別の非常時優先業務について

次ページからは、以下のような構成に沿って課別の非常時優先業務を示す。

#### (2)総務課

【災害対策本部組織:総務班、広報班、財政班】

#### 応急対策業務

活動開始時期	業務名	班	参照すべきマニュアル
	情報の収集と伝達	広報班	初動対応マニュアル 20 ページ
地震に関する情	広報	広報班	初動対応マニュアル 22 ページ
報発表時	避難誘導	広報班	初動対応マニュアル 24 ページ
	庁舎、各施設における対応	総務班	初動対応マニュアル 26 ページ
地震後概ね 30 分以内	広報	広報班	初動対応マニュアル 39 ページ
	避難誘導	総務班・広報班	初動対応マニュアル 44 ページ
地震後概ね	庁舎、各施設における対応	総務班	初動対応マニュアル 47 ページ
24 時間以内	輸送班への協力 (物資輸送手段確保)	広報班・財政班	_
	輸送班への協力(物資等)	広報班・財政班	_

#### 【総務・人事係】

#### 優先度の高い通常業務 【4業務】

活動開始時期  業務名		業務の目標レベル			
発災直後 条例・規則・告示等の公示又は公 表		公示又は公表を豊山町役場前掲示板へ掲示する。			
発災直後 個人情報の保護に関する業務		個人情報の取扱いを適正に運用する。			
発災直後 公用車の維持・管理		公用車を良好な状態で使用できるようにする。			
発災直後	職員給与・賃金の支払い	指定日に給与を支給する。			

#### 【企画財政・情報係】

優先度の高い通常業務 【1業務】

(X)0/X++ (-)+ (-)	indiana F. Mahan	
活動開始時期	業務名	業務の目標レベル
発災直後	総合情報システムの管理運営	住民記録や町税などの証明発行業務や財務会計、グループウェアシステムが利用できるようにする。

課名と、災害対策本部に位置付 けられている班名を示してい る。

非常時優先業務のうち、"応急 対策業務"を時系列で示している。各業務を担当する班名と、 「豊山町地震災害時初動対応 マニュアル」において対応する ページ数を示している。

非常時優先業務のうち、<u>"優先</u>度の高い通常業務"を時系列で示している(早期実施すべき復旧業務を含む)。ここでは各業務の目標レベルのみを示し、詳細は別途作成する「優先度の高い通常業務 実施手順書」に示す。

## (2)総務課

【災害対策本部組織:総務班、広報班、財政班】

# 応急対策業務

活動開始時期	業務名	班	参照すべきマニュアル
	情報の収集と伝達	広報班	初動対応マニュアル 20 ページ
地震に関する	広報	広報班	初動対応マニュアル 22 ページ
情報発表時	避難誘導	広報班	初動対応マニュアル 24 ページ
	庁舎、各施設における対応	総務班	初動対応マニュアル 26 ページ
地震後概ね 30 分以内	広報	広報班	初動対応マニュアル 39 ページ
	避難誘導	総務班・広報班	初動対応マニュアル 44 ページ
地震後概ね	庁舎、各施設における対応	総務班	初動対応マニュアル 47 ページ
24 時間以内	輸送班への協力(物資輸送手段確保)	広報班・財政班	—
	輸送班への協力(物資等)	広報班・財政班	_

# 【総務・人事係】

# 優先度の高い通常業務 【4業務】

活動開始時期	業務名	業務の目標レベル
発災直後	条例・規則・告示等の公示又は 公表	公示又は公表を豊山町役場前掲示板へ掲示する。
発災直後	個人情報の保護に関する業務	個人情報の取扱いを適正に運用する。
発災直後	公用車の維持・管理	公用車を良好な状態で使用できるようにする。
発災直後	職員給与・賃金の支払い	指定日に給与を支給する。

# 【企画財政・情報係】

# 優先度の高い通常業務 【1業務】

活動開始時期	業務名	業務の目標レベル
発災直後	総合情報システムの管理運営	住民記録や町税などの証明発行業務や財務会計、グルー プウェアシステムが利用できるようにする。

# (3) 防災安全課

【災害対策本部組織:総合調整班、総務班、交通処理班、消防班】

# 応急対策業務

活動開始時期	業務名	班	参照すべきマニュアル
	災害対策本部の設置	総合調整班・総務班	初動対応マニュアル 19 ページ
地震に関する	情報の収集と伝達	総務班	初動対応マニュアル 20 ページ
情報発表時	応急資材等の準備	消防班	初動対応マニュアル 27 ページ
	発災に備えた対応準備	消防班・交通処理班	初動対応マニュアル 29 ページ
地震後概ね	災害対策本部の設置	総合調整班・総務班	初動対応マニュアル 34 ページ
30 分以内	消火活動	総務班・消防班	初動対応マニュアル 36 ページ
30 分以內	情報の収集と伝達	総務班・消防班	初動対応マニュアル 37 ページ
	救助活動	総務班・消防班	初動対応マニュアル 40 ページ
	医療救護	総務班・消防班	初動対応マニュアル 42 ページ
地震後概ね	物資輸送手段確保	交通処理班	初動対応マニュアル 49 ページ
24 時間以内	応援要請	総務班	初動対応マニュアル 52 ページ
	輸送班への協力(物資輸送手段確保)	総務班	_
	輸送班への協力(物資等)	総務班	_

# 【防災安全係】

通常業務休止

## (4)税務課

【災害対策本部組織:調査班】

# 応急対策業務

活動開始時期	業務名	班	参照すべきマニュアル
地震に関する 情報発表時	情報の収集と伝達	調査班	初動対応マニュアル 20 ページ
地震後概ね 30 分以内	情報の収集と伝達	調査班	初動対応マニュアル 37 ページ
地震後概ね 24 時間以内	応急危険度判定	調査班	初動対応マニュアル 51 ページ

# 【課税係】

## 優先度の高い通常業務 【3業務】

活動開始時期	業務名	業務の目標レベル	
発災後1週間以内	町税の課税	各税目の課税業務を行う。	
発災後3日以内	町税の減免	減免の相談、受付を行う。	
発災後3日以内	各種証明の発行	各種証明を発行する。	

# 【収納係】

# 優先度の高い通常業務 【3業務】

活動開始時期	業務名	業務の目標レベル	
発災後3日以内	町税等の収納	納税者から納付された税を収納簿に反映する。	
発災後3日以内	町税等の振替納税	口座振替の依頼を行う。	
発災後3日以内	納税証明の発行	証明書を発行する。	

## (5)住民課

【災害対策本部組織:輸送班、協力班、環境班】

# 応急対策業務

活動開始時期	業務名	班	参照すべきマニュアル
	情報の収集と伝達	環境班	初動対応マニュアル 20 ページ
地震に関する	応急資材等の準備	輸送班・環境班	初動対応マニュアル 27 ページ
情報発表時	発災に備えた対応準備	環境班	初動対応マニュアル 29 ページ
	福祉部内の各班への協力	協力班	_
地震後概ね	情報の収集と伝達	環境班	初動対応マニュアル 37 ページ
30 分以内	福祉部内の各班への協力	協力班	_
	庁舎、各施設における対応	輸送班	初動対応マニュアル 47 ページ
	物資輸送手段確保	輸送班	初動対応マニュアル 49 ページ
地震後概ね	物資等	輸送班	初動対応マニュアル 56 ページ
24 時間以内	給水	環境班	初動対応マニュアル 58 ページ
	避難所設置への協力(避難所の設置)	協力班	_
	福祉部内の各班への協力	協力班	_
地震後概ね 24 時間以降	防疫	環境班	初動対応マニュアル 61 ページ
	ごみ処理	環境班	初動対応マニュアル 63 ページ
2年时间以件	し尿処理	環境班	初動対応マニュアル 64 ページ

# 【住民・年金係】

# 優先度の高い通常業務 【2業務】

活動開始時期	業務名	業務の目標レベル	
発災後3日以内	戸籍、住民異動の届出・照会等 に関する業務	出生・死亡・婚姻・離婚届、転入・転出・転居の受付を 行う。	
発災後3日以内	印鑑の登録及び各種証明書の発 行業務	証明書を発行する。	

# 【環境保全係】

### 優先度の高い通常業務 【4業務】

活動開始時期	業務名	業務の目標レベル
発災後1時間以内	一般廃棄物の収集運搬	一般廃棄物の収集運搬を委託業者が実施し、ごみ処理に係る会 計処理を行う。
発災後1時間以内	し尿収集搬送業務	し尿の収集運搬を委託業者が実施し、収集運搬に係る会計処理 を行う。
発災後1時間以内	净化槽汚泥収集搬送業務	浄化槽汚泥の収集運搬を委託業者が実施し、収集運搬に係る会 計処理を行う。
発災後1時間以内	関係機関との連絡調整	し尿や生ごみの搬入、焼却灰の処理を行う。

# (6)福祉課

【災害対策本部組織:福祉班、援護班、援護避難所班】

## 応急対策業務

活動開始時期	業務名	班	参照すべきマニュアル
	情報の収集と伝達	福祉班	初動対応マニュアル 20 ページ
	広報	援護班	初動対応マニュアル 22 ページ
地震に関する	避難誘導	福祉班·援護班·援護避難 所班	初動対応マニュアル 24 ページ
情報発表時	庁舎、各施設における対応	福祉班·援護避難所班(施 設管理者)	初動対応マニュアル 26 ページ
	応急資材等の準備	福祉班	初動対応マニュアル 27 ページ
	発災に備えた対応準備	福祉班	初動対応マニュアル 29 ページ
地震後概ね	情報の収集と伝達	福祉班	初動対応マニュアル 37 ページ
30 分以内	広報	援護班	初動対応マニュアル 39 ページ
	避難誘導	福祉班•援護班	初動対応マニュアル 44 ページ
地震後概ね	避難所の設置	福祉班•援護避難所班	初動対応マニュアル 45 ページ
24 時間以内	庁舎、各施設における対応	福祉班・援護避難所班	初動対応マニュアル 47 ページ
	物資等	福祉班	初動対応マニュアル 56 ページ
地震後概ね 24 時間以降	ボランティア	福祉班	初動対応マニュアル 65 ページ

# 【福祉係】

## 優先度の高い通常業務 【7業務】

活動開始時期	業務名	業務の目標レベル	
発災後3日以内	障害福祉サービス支給事 務	障がい者に必要な福祉サービスを提供する。	
発災後3日以内	地域生活支援事業支給事 務	障がい者に必要な情報を提供する。	
発災後3日以内	生活保護の相談・生活保護 費の支給	生活保護受給者へ生活保護費を支給する。	
発災後3日以内	日常生活用具給付·補装具 給付事業	日常生活用具や補装具を支給する。	
発災後1週間以内	災害見舞金、弔慰金の支給	災害弔慰金及び災害見舞金を支給する。	
発災後3日以内	身体障害者の入所措置	総合支援法によりサービスを受けることが困難な身体障害者 対してサービスを提供する。	
発災直後	ドメスティック・バイオレ ンスへの対応	ドメスティック・バイオレンス被害者に対し、関係機関と連携して適切に対応する。	

# 【子育て支援係】

# 通常業務休止

# 【総合福祉センター】

# 通常業務休止

# 【さざんか・ひまわり】

休館

# 【保育園】

休園

# 【母子通園施設】

休園

# 【児童館】

休館

# (7) 保険課

【災害対策本部組織:保健予防班】

## 応急対策業務

活動開始時期	業務名	班	参照すべきマニュアル
地震に関する	情報の収集と伝達	保健予防班	初動対応マニュアル 20 ページ
地震に関する 情報発表時	庁舎、各施設における対応	保健予防班(施設管理者)	初動対応マニュアル 26 ページ
月報先衣时	応急資材等の準備	保健予防班	初動対応マニュアル 27 ページ
地震後概ね 30 分以内	情報の収集と伝達	保健予防班	初動対応マニュアル 37 ページ
地震公振ら	医療救護	保健予防班	初動対応マニュアル 42 ページ
地震後概ね	庁舎、各施設における対応	保健予防班	初動対応マニュアル 47 ページ
24 時間以内	遺体処理・埋葬	保健予防班	初動対応マニュアル 59 ページ
地震後概ね 24 時間以降	防疫	保健予防班	初動対応マニュアル 61 ページ

# 【国民健康保険・医療係】

# 優先度の高い通常業務 【7業務】

活動開始時期	業務名	業務の目標レベル
発災後3日以内	国民健康保険税の減免	減免の相談・受付を行う。
発災後3時間以内	国民健康保険被保険者資格の取 得及び喪失に関する業務	被保険者及び医療機関等からの照会(保険証の番号・自己負担割合)に対応する。
発災後1日以内	国民健康保険の診療報酬の支払	診療報酬を支払う。
発災後3時間以内	後期高齢者医療に係る申請及び 届出の受付	被保険者及び医療機関等からの照会(保険証の番号・自己負担割合)に対応する。
発災後2週間以内	後期高齢者医療保険料の収納	保険料及び延滞金の徴収を行う。
発災後3時間以内	福祉医療受給に関する資格の取 得及び喪失に関する業務	受給者及び医療機関等からの照会(受給者番号等)に対 応する。
発災後1日以内	福祉医療の診療報酬の支払	福祉医療費を支払う。

# 【高齢者・介護係】

## 優先度の高い通常業務 【5業務】

活動開始時期	業務名	業務の目標レベル	
発災後3日以内	介護保険被保険者の資格 取得、喪失に係る事務	被保険者及び介護サービス事業所からの照会(被保険者番号 認定有効期間・利用者負担減額の有無等)に対応する。	
発災後1週間以内	介護認定事務	災害時において介護サービスが必要な方への対応をする。	
発災後2週間以内	介護保険料の収納	介護保険料及び延滞金の徴収を行う。	
発災後1週間以内	介護保険給付費支給関連 事務	介護報酬を支払う。	
発災後3日以内	養護老人ホーム措置に関 する業務	入所可能な施設を確保する。	

# 【地域包括支援センター】

# 優先度の高い通常業務 【1業務】

活動開始時期	業務名	業務の目標レベル	
発災後3日以内	サービス事業所・介護支援 専門員との連絡調整	要支援者の安否確認、サービス事業所の被害状況を確認し、介護予防サービスの調整をする。	

# 【保健センター】

## 優先度の高い通常業務 【3業務】

活動開始時期	業務名	業務の目標レベル	
発災後1週間以内	精神保健相談の実施	こころの健康相談を実施する。	
発災後2週間以内	母子健康手帳の交付及び 妊婦の健康相談の実施	母子手帳の交付及び妊婦の健康相談を実施する。	
発災後2週間以内	妊婦・乳児健康診査(個別) の実施	妊婦・乳児健康診査を医療機関で実施する。	

## (8) 地域振興課

【災害対策本部組織:都市計画班】

# 応急対策業務

活動開始時期	業務名	班	参照すべきマニュアル
地震に関する	発災に備えた対応準備	都市計画班	初動対応マニュアル 29 ページ
情報発表時	建設部内の他班への協力	都市計画班	_
地震後概ね	情報の収集と伝達	都市計画班	初動対応マニュアル 37 ページ
30 分以内	建設部内の他班への協力	都市計画班	—
地震後概ね	応急危険度判定	都市計画班	初動対応マニュアル 51 ページ
24 時間以内	建設部内の他班への協力	都市計画班	—
地震後概ね	応急仮設住宅	都市計画班	初動対応マニュアル 67 ページ
24 時間以降	建設部内の他班への協力	都市計画班	_

# 【地域振興係】

# 通常業務休止

# 【航空館】

休館

# (9)建設課

【災害対策本部組織:建設班、経済班】

## 応急対策業務

活動開始時期	業務名	班	参照すべきマニュアル
地震に関する 情報発表時	発災に備えた対応準備	建設班・経済班	初動対応マニュアル 29 ページ
地震後概ね 30 分以内	情報の収集と伝達	建設班・経済班	初動対応マニュアル 37 ページ
地震後概ね	防疫	経済班	初動対応マニュアル 61 ページ
24 時間以降	応急仮設住宅	建設班	初動対応マニュアル 67 ページ

# 【下水道係】

# 通常業務休止

# 【土木・農政係】

通常業務休止

# (10) 会計課

【災害対策本部組織:協力班】

# 応急対策業務

活動開始時期	業務名	班	参照すべきマニュアル
地震に関する 情報発表時	総務部内の他班への協力	協力班	_
地震後概ね 30 分以内	総務部内の他班への協力	協力班	_
地震後概ね 24 時間以内	総務部内の他班への協力	協力班	_
地震後概ね 24 時間以降	総務部内の他班への協力	協力班	_

# 【出納係】

# 優先度の高い通常業務 【5業務】

活動開始時期	業務名	業務の目標レベル	
発災後1時間以内	歳入歳出現金の出納及び 保管	適正な出納業務の実施及び現金の保管を行う。	
発災後1時間以内	小切手の振り出し及び有 価証券の出納・保管	小切手の振り出し、有価証券の出納及び保管を行う。	
発災後1時間以内	支出負担行為の確認	支出負担行為を適正に確認する。	
発災後1時間以内	収入命令書及び支出命令書の審査	収入命令書及び支出命令書を適正に審査する。	
発災後1時間以内	現金及び財産の記録管理	歳入歳出現金及び歳計外現金の記録管理及び、公有財産の記録 管理を適正に行う。	

### (11) 教育委員会事務局

【災害対策本部組織:学校教育班、給食班、生涯学習班】

### 応急対策業務

活動開始時期	業務名	班	参照すべきマニュアル
地電に関する	情報の収集と伝達	学校教育班・生涯学習班	初動対応マニュアル 20 ページ
地震に関する 情報発表時	避難誘導	学校教育班・生涯学習班	初動対応マニュアル 24 ページ
用報先衣时	庁舎、各施設における対応	給食班(施設管理者)	初動対応マニュアル 26 ページ
地震後概ね 30 分以内	情報の収集と伝達	学校教育班・生涯学習班	初動対応マニュアル 37 ページ
地震後概ね	避難所の設置	学校教育班·給食班·生涯 学習班	初動対応マニュアル 45 ページ
24 時間以内	庁舎、各施設における対応	学校教育班・生涯学習班	初動対応マニュアル 47 ページ
	物資等	給食班	初動対応マニュアル 56 ページ
地震後概ね 24 時間以降	応急教育	給食班・学校教育班	初動対応マニュアル 69 ページ

# 【学校教育係】

## 優先度の高い通常業務 【1業務】

活動開始時期	業務名	業務の目標レベル
発災後5日以内	就学事務(転入、転出、転居、区域内就学、区域外就学、学齢簿の整備等)	各小中学校における就学事務手続きを行う。

# 【給食センター】

# 通常業務休止

# 【生涯学習係】

## 優先度の高い通常業務 【1業務】

活動開始時期	業務名	業務の目標レベル
発災後1日以内	文化財の保護、保存、活用 業務	文化財の所有者に連絡し被害状況を確認するとともに、被害を 最小限にとどめるための措置を講じる。

# 【社会教育センター】



## (12) 議会事務局

【災害対策本部組織:協力班】

# 応急対策業務

活動開始時期	業務名	班	参照すべきマニュアル
地震に関する	町議会との連絡調整	協力班	_
情報発表時	建設部内の他班への協力	協力班	—
地震後概ね	町議会との連絡調整	協力班	_
30 分以内	建設部内の他班への協力	協力班	—
地震後概ね	町議会との連絡調整	協力班	_
24 時間以内	建設部内の他班への協力	協力班	—
地震後概ね	町議会との連絡調整	協力班	_
24 時間以降	建設部内の他班への協力	協力班	—

# 【庶務・議事係】

# 優先度の高い通常業務 【1業務】

活動開始時期	業務名	業務の目標レベル	
発災後3日以内	臨時議会の開会準備、運営	臨時議会を開催する。	

# 第4章 今後の取組

# 4-1 計画の改善や定着に向けて

#### (1)計画の見直し・更新

本計画は、業務資源の確保に向けた取組や定期的な訓練・研修等を通じて、計画の内容を検証し、是正すべきところを改善するための出発点となるものである。今回の計画策定を完成形とは考えず、計画を見直していくことで業務継続力を向上させていく。

## (2)訓練等による周知や理解の徹底

本計画は、全庁が一体となった組織的な対応が必要となる。そのためには、全職員が業務継続の重要性や業務継続における各自の役割を理解することが重要である。

このため、研修・訓練等の場において、本計画を教材として使用するとともに、参集や安 否確認などの各種訓練を適宜実施する。また、防災訓練等他の訓練とも必要に応じ組み合わ せて実施することにより、実効性や適応力の向上を図る。

#### (3)業務マニュアル類の整備と活用

業務マニュアルは、業務継続計画で定められた役割の実効性を確保するためのものである。 具体的には、実施手順の明確化、必要な業務資源の明確化、必要な調整先と関係機関の明確 化などについて定め、災害時に迅速かつ適切に行動することを目的としたものである。

このマニュアルは、職員の人事異動、訓練や研修等の機会にその内容を検証し、継続的に内容の充実を図る。

# 4-2 連携・協力体制の充実

#### (1)公共部門における連携の充実

本町は、南海トラフ地震の発生に備え、長野県阿智村、宮城県東松島市と災害時に物資、 資機材、職員の派遣等の支援を相互に行う内容の協定を締結している。しかし、他の自治体 から派遣された職員や物資の受け入れに関する計画は策定していないため、災害発生時には 混乱することが予想される。そのため、支援者の参集場所や活動拠点までの移動手段、支援 者が宿泊する場所など円滑な連携に向けた検証や取組を進めていく。

また、同時に被災しない地域の自治体との新規協定の締結も進めていく。

## (2) 民間団体等との連携の充実

本町は、民間団体や事業所(以下「民間団体等」という。)から災害時に協力が得られるよう、12種の協定を締結している。しかし、協定を締結している民間団体等も被災することが想定されることから、協定締結によって確実な執行が保障されるわけではない。また、他の自治体と協定を締結している場合もあり、自治体間で重複する場合の対応も必要となる。そこで、民間団体等に対して事業継続計画の重要性を周知していくとともに、自治体間で重複するものについては、自治体間で調整し確実に協定内容が実施できる仕組みづくりを検討していく。

#### (3)地域との連携

各自主防災会の訓練が継続発展できるよう、自主防災活動の核となるリーダーの育成を図っていく。また、防災士資格の取得ができるよう支援していく。

# 豊山町業務継続計画【地震対策編】

平成27年3月発行

発行 豊山町

編集 総務部総務課

**〒**480-0292

愛知県豊山町大字豊場字新栄 260 番地

電話 0568-28-0001